

(1) 若年出産世帯応援補助金

1 補助対象者

特別な事情により町長が認めた場合を除き出生児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する次のいずれかに該当する世帯

ア 令和6年4月1日以降に、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯

イ 令和7年4月1日以降に、児童を出産した世帯

ただし、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに購入し、支払いを完了した次のアからウまでの経費で、消費税、送料・配達料、設置工事費を含む。ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

ア 育児用品購入費

授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）、衛生関連用品（紙おむつ、おしりふき、ベビークリーム等）、外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）、新生児用ふとんセット、乳児用玩具、絵本、その他育児用品として町長が認めるもの

ただし、上記のうち紙おむつに関しては、第1子分に限る。

イ 時短家電購入費

家事関連用品（洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機）、調理関連用品（オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー）、その他、町長が家事の時間短縮の効果を認めるもの

ウ 省エネ家電購入費

資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に型番が掲載された、統一省エネラベル2つ星以上の次の製品とする。

エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器

3 補助金額

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯 限度額：20万円

イ 令和7年4月1日以降に、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯 10万円

ウ 令和7年4月1日以降に、児童を出産した世帯（イの世帯を除く。） 9万円
多胎児を出産した場合は、補助金額に対象児童の人数を乗じた額を交付する。

なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象であった世帯が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けた若年出産世帯応援補助金の額が上記の補助金額に未達の場合は、その翌年度に限り、上記の補助金額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を交付する。

4 提出書類

- （１） 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- （２） 出産世帯応援補助金申請明細書
- （３） 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- （４） 申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。）及び対象児童（以下これらを「関係3者」という。）の関係性が分かる書類（住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は関係3者の関係性等が確認できる戸籍謄抄本及び附票）

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあつては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

- （５） 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し
- （６） 領収書原本（商品名、購入日等が明記されているもの。クレジットカード等で購入した場合は、利用明細書及び当該金額が申請者名義の口座から支払われたことが分かる資料）、ただし、出産世帯応援補助金申請明細書において、補助対象経費の品目の購入を誓約する場合は、10万円を上限に領収書の添付を省略することができる。

また、補助対象者アにおいて領収証を破棄している場合は、出産世帯応援補助金申請明細書(令和6年度出産世帯分※領収書を破棄した場合の救済用)で補助対象経費の品目の購入したことを誓約する場合は、領収書の添付を省略することができる。

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- （１） 受付期限：令和8年3月16日（月曜日）必着必着
- （２） 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、（１）の受付期限を超えて到着した場合は受付

したものとなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

- (3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。